

自由金利型定期預金規定 <証書制>

1. (預金の支払時期等)

- (1)この預金は、証書記載の満期日以後に支払います。
- (2)自動解約入金の場合、証書記載の満期日に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記第6条の方法により支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。
 - ②中間利払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2)預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には、前記(1)にかかわらず、次によります。
 - ①利息の支払いが1か月ごとの場合
預入日の1か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）この預金とともに支払います。
 - ②利息の支払いが2か月ごとの場合
預入日の2か月ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）この預金とともに支払います。
 - ③利息の支払いが3か月ごとの場合
預入日の3か月ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）この預金とともに支払います。
 - ④利息の支払いが6か月ごとの場合
預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金の場合には満期日）この預金とともに支払います。
ただし、前記①から④による利息を指定口座へ入金できない場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- (3)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4)この預金および第6条第1項第6条第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、前記(1)および(2)による中間払利息が支払われている場合には、その支払額（前記(1)および(2)による中間払利息の中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）のうち、最も低い利率。
 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率－約定利率×30%
 - C. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます。
 - ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。
 - A. 約定利率－約定利率×30%
 - B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
- (5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

- この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (取引の制限等)

- (1)当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1)この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約（ただし、第1条第2項の満期日自動解約による入金の場合を除きます。）または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出していただくか、または当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。ただし、次の書替継続をするときは、上記の記名押印がなくても取扱います。この場合には届出の印鑑を引き続き使用します。
 - ①元金に書替継続時に支払う利息全額を加えて書替継続するとき。
 - ②書替継続時に支払う利息全額をご本人名義の他の預金口座に振替え、元金のみを継続するとき。
- (3)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員

- C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
7. (届出事項の変更、証書の再発行等)
- (1)証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3)証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。
- (5)預金口座の開設等の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。
8. (印鑑照合)
- 証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
9. (譲渡、買入れの禁止)
- (1)この預金および証書は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2)当社がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。
10. (証書の効力)
- 満期日に自動解約入金約定により元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当社は請求しないものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
12. (成年後見人等の届け出)
- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
13. (休眠預金等活用法に関する規定)
- (1)休眠預金等活用法に係る異動事由
- ①当社は、各種預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当社ウェブサイトに掲示します。
- (2)休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ①この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - A. 当社ウェブサイト「休眠預金等活用法」に掲げる異動が最後であった日
 - B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日
 - C. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
 - ②第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、次に定める日とします。
 - A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日
[自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日]
 - B. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
[当該支払停止が解除された日]
 - C. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
[当該手続が終了した日]
- (3)総合口座取引、ゆとりの通帳取引に係る預金の最終異動日等
- ①総合口座取引、またはゆとりの通帳取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2項第2号において定める事由をいいます。）が生じた場合には、当該取引に係る他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。
- (4)休眠預金等代替金に関する取扱い
- ①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
 - ②前号の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承

諾したときは、預金者等は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）

C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

④当社は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

A. 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務等の委託を受けていること

B. この預金について、第3号Bに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

C. 前号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14.（規定の変更等）

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)